

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ
○地方自治法施行令第168条の規定による 指定金融機関及び収納代理金融機関の指 定 (会計課) 655	
○個人情報の保護に関する法律施行細則第 24条第1項に規定する保有個人情報等を 定めた告示の一部改正 (生活衛生課) 656	

公 告	
○救急病院である旨の告示 (医療課) 656	
○保安林の指定予定 (丹後広域振興局) 〃	
○一般競争入札の実施 (入札課) 〃	
○土地改良区役員の就退任届 (農村振興課、丹後広域振興局) 659	

告 示

京都府告示第455号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条の規定により指定金融機関及び収納代理金融機関を次のとおり指定し、令和7年10月1日から施行する。

なお、地方自治法施行令第168条の規定により指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関を指定した告示（平成20年京都府告示第518号）は、令和7年9月30日限り廃止する。

令和7年9月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定金融機関

金 融 機 関 名	店舗及び位置
株式会社京都銀行	国内に所在する店舗

収納代理金融機関

金 融 機 関 名	店舗及び位置
株式会社みずほ銀行	国内に所在する店舗
株式会社三菱UFJ銀行	
株式会社三井住友銀行	
株式会社りそな銀行	

株式会社北陸銀行
株式会社北国銀行
株式会社滋賀銀行
株式会社関西みらい銀行
株式会社池田泉州銀行
株式会社南都銀行
株式会社但馬銀行
株式会社徳島大正銀行
京都信用金庫
京都中央信用金庫
京都北都信用金庫
但馬信用金庫
中兵庫信用金庫
京滋信用組合
近畿産業信用組合
近畿労働金庫
京都府信用農業協同組合連合会
京都市農業協同組合

京都中央農業協同組合	
京都やましる農業協同組合	
京都農業協同組合	
京都丹の国農業協同組合	
京都府信用漁業協同組合連合会	
株式会社ゆうちょ銀行（郵便局を含む。）	

名 称	所 在 地	認 定 年月日	認定期限
日本バプテスト 病院	京都市左京区北白川山ノ元 町47	令 7. 8. 25	令 10. 8. 24
医療法人寿尚会 洛陽病院	〃 〃 岩倉上蔵町 143	7. 9. 14	10. 9. 13

京都府告示第456号

個人情報保護に関する法律施行細則第24条第1項に規定する保有個人情報等を定めた告示（令和5年京都府告示第179号）の一部を次のように改正し、令和7年9月24日から施行する。

令和7年9月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

表の10の項中	「鑑別試験の総合得点 鑑別試験の科目別得点」	を
「鑑別試験の得点」		に改め、同表の11の
項中	「学科試験の総合得点 学科試験の科目別得点 実技試験の科目別得点」	を
「学科試験及び実地試験の総合得点 学科試験の総合得点 学科試験の科目別得点 実地試験の総合得点 実地試験の科目別得点」		に改める。

京都府告示第457号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和7年9月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府告示第458号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和7年9月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 保安林予定森林の所在場所
京丹後市久美浜町尉ヶ畑小字峠ノ谷10123の3から10123の7まで、10123の9、10123の10、10124の6
- 指定の目的
水源の涵養^{かん}
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、京丹後市役所においてその関係書類を閲覧することができる。）

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和 7 年 9 月 24 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

(1) 調達 の 名称 及び 数量

ア 京都府総合庁舎等で使用する電力調達 一式

イ 京都府立学校等で使用する電力調達 一式

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 調達期間

仕様書のとおり

(4) 調達施設

ア 京都府総合庁舎等

イ 京都府立学校等

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号 (075) 414-5429

ファクシミリ番号 (075) 414-5450

(2) 入札説明書及び仕様書の交付等

ア 交付期間

令和 7 年 9 月 24 日 (水) から令和 7 年 10 月 16 日 (木) まで (日曜日、土曜日及び祝日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間 (正午から午後 1 時までの間を除く。) に、(1) の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和 7 年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示 (令和 7 年京都府告示第 4 号) に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。

大分類「燃料類」— 小分類「電力」

(3) 4 の (1) で定める一般競争入札参加資格確認申請書 (以下「確認申請書」という。) の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

(4) 「京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針」第 6 条第 1 項の規定により、令和 7 年度入札分に係る「京都府環境に配慮した電力調達契約評価項目報告

書」を提出した小売電気事業者のうち、判定結果が「適合」の通知を受けた者であること。

(5) 電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号) 第 2 条の 2 の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) 入札に参加しようとする需要施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保している者であること。

(7) 適正な電力供給のための体制が確立されており、需給約款等が整備されている者であること。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料 (以下「申請書等」という。) を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

2 の (2) のアに同じ。

(2) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者 (以下「電子入札者」という。) は、(1) の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明 (当該案件の「案件に参加する」をクリック) をもって提出したものとする。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、「京都府物品・役務等電子調達運用基準」第 19 条の規定により書面による入札等の承諾を得た者 (以下「紙入札者」という。) は、(1) の期間内に、2 の (1) の場所に申請書等を持参又は郵送 ((1) の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。) により提出すること。

(3) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

(4) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3 の (2) の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先
2 の (1) に同じ。

(イ) 提出書類

原則として、京都府ホームページ (<https://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>) からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和 7 年 10 月 3 日 (金) 午後 5 時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

ウ 3の(4)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 「京都府環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」の提出場所及び問合せ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課温暖化対策係

電話番号 (075) 414-4830

(イ) 提出書類

原則として、「京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針について」のホームページ (https://www.pref.kyoto.jp/energy/kankyo_hairyo2023.html) からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和 7 年 10 月 3 日 (金) 午後 5 時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和 7 年 11 月 17 日 (月) 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで及び令和 7 年 11 月 18 日 (火) 午前 8 時 30 分から午前 10 時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和 7 年 11 月 17 日 (月) 午後 5 時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

(ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課長

(イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

令和 7 年 11 月 18 日 (火) 午前 10 時 15 分

(2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送(郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。)により提出すること。

なお、入札書は、1の(1)のア又はイのそれぞれについて提出すること。

ウ 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、基本料金、月ごとの電力量料金等の単価を設定することを条件とする。

エ 落札の決定は、ウによる単価に基づいて算定された契約期間に係る電気料金の総額の比較によっ

て行う。

なお、燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金等の積算については、入札説明書において指定する。

オ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)のア又はイのそれぞれの電力調達一式の総額(税抜き)の金額とし、電力調達に要する一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(電気料金の総額)に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、仕様書に定めるところにより見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用しての入札を含む。)をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

サ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書(封筒を含む。)で入札をした者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札

をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

- (6) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

- (7) 契約書作成の要否
要する。

- 6 入札保証金
免除する。

- 7 違約金
落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

- 8 契約保証金
落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号に該当する場合は、免除する。

- 9 その他

- (1) 1から8までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。
- (4) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (5) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

10 Summary

- (1) The nature and quantity of the product to be purchased
- a. Supply of electricity for General Government buildings of the Kyoto Prefectural, etc.
- b. Supply of electricity for the Kyoto Prefectural schools, etc.
- (2) Bidding method
Electronic bidding system
- (3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation
From 8:30 AM to 5:15 PM from Wednesday, September 24, 2025 to Thursday, October 16, 2025 (except for Sundays, Saturdays and public holidays)
- (4) The time, date and place for submission of tender

From 8:30 AM to 5:15 PM on Monday, November 17, 2025 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Tuesday, November 18, 2025

Tender Division, Department of General Affairs,
Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

- (5) Deadline for tender by mail

5:00 PM on Monday, November 17, 2025

- (6) The time, date and place for the opening of tender
10:15 AM on Tuesday, November 18, 2025

Tender Division, Department of General Affairs,
Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

- (7) Contact point for the notice

Commodity Section, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government

Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570 Japan

TEL: (075) 414-5429 FAX: (075) 414-5450



京都大原土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和7年9月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
京都市左京区大原上野町399	久 保 泰 男
〃 〃 大原井出町10	奥 田 健 治
〃 〃 大原草生町292	茶 谷 富 造
〃 〃 大原上野町374	前 川 弥 生
〃 〃 大原来迎院町193	中 辻 孝 行
〃 〃 大原勝林院町452	畑 中 政 治
〃 〃 大原小出石町105	渡 辺 雄 人
〃 〃 岩倉幡枝町2153	中 田 幸 佑
〃 〃 北区上賀茂畔勝町15 北山コートハウス103	藤 井 達 朗

京都市左京区松ヶ崎正田町5の13

仲 村 文 和

(2) 監事

住 所	氏 名
京都市左京区大原野村町168	岡 本 弥一郎
〃 〃 右京区嵯峨柳田町4 嵯峨スカイ ハイツ206	片 岡 光 信

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
京都市左京区大原野村町47	山 下 勉
〃 〃 大原草生町571	山 本 壽 典
〃 〃 大原百井町107	藤 井 眞 澄
〃 〃 大原勝林院町452	畑 中 政 治
〃 〃 大原来迎院町193	中 辻 孝 行
〃 〃 大原大長瀬町318	辻 美 正
〃 〃 大原上野町399	久 保 泰 男
〃 〃 〃 488	久 保 成 行
〃 〃 大原井出町10	奥 田 健 治
〃 〃 北区上賀茂御園口町16	桃 井 秀 幸

(2) 監事

住 所	氏 名
京都市左京区大原野村町168	岡 本 弥一郎
〃 〃 右京区嵯峨柳田町4 嵯峨スカイ ハイツ206	片 岡 光 信



丹後土地改良区の役員の改選に伴い、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、次のとおり新旧役員の氏名及び住所の届出があった。

令和7年9月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 就任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
京丹後市峰山町内記371	石 田 雄 一
〃 〃 大宮町善王寺714	石 河 季 夫
〃 〃 〃 奥大野1462	小 牧 文 麿
〃 〃 網野町島津595の4	森 郁 夫
〃 〃 〃 俵野1043	吉 岡 政 秋
〃 〃 丹後町徳光348	永 島 滋 彦
〃 〃 弥栄町溝谷4861	宮 尾 敏 治
〃 〃 〃 木橋888	藤 原 裕 行
〃 〃 久美浜町柝谷489	今 村 守 雄
〃 〃 〃 女布684	越 江 雅 夫
〃 〃 峰山町菅161の6	中 山 泰
〃 〃 網野町網野825	梅 田 和 男
〃 〃 久美浜町三谷1494	増 馬 孝 之
〃 〃 大宮町下常吉343	東 田 真 希

(2) 監事

住 所	氏 名
京丹後市大宮町周枳276	養 父 一 謙
〃 〃 弥栄町吉沢560	梅 田 洋 一
〃 〃 久美浜町永留792	岡 田 高 夫
〃 〃 峰山町荒山781	荻 野 正 樹

2 退任役員

(1) 理事

住 所	氏 名
京丹後市峰山町内記371	石 田 雄 一
〃 〃 大宮町善王寺714	石 河 季 夫
〃 〃 〃 奥大野1462	小 牧 文 麿
〃 〃 網野町島津595の4	森 郁 夫
〃 〃 〃 俵野102	井 上 渡

京丹後市丹後町徳光705	岡 崎 孝 夫
〃 弥栄町溝谷3438	行 待 実
〃 〃 木橋888	藤 原 裕 行
〃 久美浜町鹿野874	的 場 良 一
〃 〃 永留1133	井 上 健仁郎
〃 峰山町菅161の6	中 山 泰
〃 網野町網野825	梅 田 和 男
〃 久美浜町三谷1494	増 馬 孝 之
〃 大宮町下常吉343	東 田 真 希

(2) 監事

住 所	氏 名
京丹後市大宮町周枳276	養 父 一 謙
〃 弥栄町国久569	入 江 志 郎
〃 久美浜町永留792	岡 田 高 夫
〃 峰山町荒山781	荻 野 正 樹